

新型コロナウイルス拡散防止の安全対策規程

(目的)

第1条 この規程は、豊川サッカー協会（以下「本協会」という。）が実施する事業において、参加する選手、審判、役員および観戦者を含む第3者が、新型コロナウイルスに対する予防および拡散防止のため、遵守すべき事項を定めることを目的とする。

(安全対策)

第2条 関係者は、次のとおり安全対策に努めることとする。

- (1) 事業（大会等）当時において、自宅にて検温を実施し、以下の該当者は自宅待機として事業（大会等）には参加しない。
1種（社会人・シニア）および2種（高校生）：37.0℃以上ある方。
3種（中学生）、4種（小学生）、5種（女子）：37.5℃以上ある方。
- (2) 平熱であっても体調がすぐれない場合は、事業（大会等）には参加しない。
例）咳がでる、のどの痛む、だるさを感じる（倦怠感）、息苦しい（呼吸困難）、臭覚や味覚の異常を感じるなど。
- (3) 選手およびチームの関係者以外の会場への侵入は不可とし、家族同伴での移動も極力避ける。ただし未成年者の移動に関してはこの限りではない。
- (4) 大会等参加時、チーム代表者は協会指定の「健康チェックシート（チーム提出用）」を試合開始前に本部（当番チーム）に提出をする。
- (5) 協会主催の事業に個人参加する場合は、協会指定の「健康チェックシート（個人提出用）」を事業開始前に担当理事に提出をする。
- (6) 別紙「健康チェックシート」の注意事項を遵守する。

(報告)

第3条 万が一、事業（大会等）終了後2週間以内にPCR検査等で陽性となった場合は、該当する各種別委員会の理事まで速やかに連絡を入れることとする。

(適用期間)

第4条 この規程の適用期間は理事会にて決定することとする。

(その他)

第5条 この規程は状況に応じ、第2条の一部を運用する場合もある。

附 則

- 1 この規程は、2020年6月10日から施行する。